

九州帝国大学の社会的活動について：法文学部を手がかりに

陳, 昊
九州大学大学院人間環境学研究院（教育史）：学術協力研究員

<https://doi.org/10.15017/1905837>

出版情報：教育基礎学研究. 9, pp.53-64, 2012-03-30. 九州大学大学院人間環境学府教育哲学・教育社会史研究室
バージョン：
権利関係：



九州帝国大学の社会的活動について

—— 法文学部を手がかりに ——

陳 昊

はじめに

本稿は、昭和戦前期における高等教育機関の社会的活動を、九州帝国大学法文学部を手がかりにして明らかにしようとする。

戦前の高等教育機関の中、帝国大学は「国家の須要に応ずる学術技芸を教授し及其蘊奥を攻究する」ことを目的とし、人材育成、学問・研究の最先端の機関として大きな役割を果たしてきた。その詳細は各大学の年史においてすでに明らかにされてきた。一方、帝国大学の地域社会との関わりに関しては、その多くは創設運動における地元の反応、誘致活動などの面から描かれているが、教育機関としてどのような社会的活動が行われてきて、地方文化の形成などにどのように関わってきたかは、まだ不明なところが多い。

九州帝国大学は1911（明治44）年1月に創設され、新設の工科大学と京都帝国大学福岡医科大学であった医科大学によって構成される。法文学部は第一次世界大戦後の高等教育拡充政策の一環として、工学部・医学部・農学部に次ぎ、1924（大正13）年9月に設置され、1949年4月文学部・法学部・経済学部が独立するまで存続していた。このように九州帝国大学は総合大学として中国九州地方の文化的中心、学問研究の拠点となっていた。

九州帝国大学は一般民衆そして地域社会に対してどのような活動を行ってきたか。まず、教職員は福岡県内の専門学校など高等教育機関の創設、発展に積極的に関与してきた¹。そして、医学部は附属病院、工学部は産業界からの受託研究などで実社会、地域に寄与したと思われる。一方、唯一の文系の学部である法文学部は実社会から乖離し、学窓に閉じこもり研究に没頭すると見なされがちであるため、本稿では、法文学部の大学開放事業及び関連社会的活動を跡づけることを通じて、九州帝国大学が地域社会における役割の一端を明らかにする。

一、法文学部主催の「大学開放」事業

法文学部は開学と同時に、1927（昭和2）年5月に一般民衆を対象とする「土曜講座」を開いた。その理由は『九州大学新聞』に報じられたように、実社会との連絡、学問の社会への還元という意味があった。また一般民衆の素質向上の側面もあると否定できない。

従来大学は実社会の外に超然として観念的遊戯に耽り、社会もまたそのしかあるを当然として怪まなかつたが法文学部教授会ではかくの如きは実に学問本来の意義を没却するものであるとし此れが因習打破の方法を種々考究中であつたがいよいよその具体策の一つとして本年五月以来教授会が交替で夫々専門の問題と捉へて毎週土曜日に大学解放の公開講演会を行つてゐる。²

「土曜講座」の演題は「奈良朝時代における労働法制」、「日本語の発音」、「本邦人口問題について」、「プラトーン理想国家論」など法律、文学、政治、時勢問題、思想の面々に亘つた。会場はいつも満員で、福岡連隊からも約50名が出席した有様であった。

大学開放の試みとしての土曜講座は6回行われ、「福岡地方のインテリゲンチアに知識のオアシスを與へ多大の成功」³を納めたと評された。法文学部はその延長として、8月初旬に聴講資格に制限がない公開講座を開くことにした。予定として哲学、西洋思想、心理学、経済など11個の講義のほかに、夜間で自然科学、歴史に関する特殊講義も四回ほど開催予定である。実際の申込者は約122名にのぼつた。

その後、1934（昭和9）年まで学部事業とする関連の活動は現存の史料から見受けられないので、一時停止されてゐたと考えてもよい。その間、後で述べるように文部省の委嘱を受け、成人教育講座の開催及び各種講習会への講師派遣が行われた。

1935年、法文学部は資格制限がある「夏期講習会」を開催することを決し、一般公民教育（教養）を目標とし、大学講義の公開を主義とする。聴講者に対しては中等学校卒業以上の資格を求めた。第一回夏季講習会は同年8月1日から14日まで、法文学部構内で開催された。一般社会に大学の門戸を開放し、九大初の社会奉仕事業として『九州大学新聞』に詳しく報じられ、その二つの記事を借りて当時の様子を伝えよう。

民衆の知識啓発を目的に 本学に於ける公開講義 聴講無料の社会奉仕

本学は大学の門戸を一般に開放し、最高学府の象牙の塔にこもる学者の蘊奥をぶちまけ、聴講無料の講習会を来る八月一日頃から約二週間開催、以て民衆の知識啓発に努める事となつたが、この種帝国大学主催の講習会は日本では京都帝大の夏季講習会があるのみで、本学の講習会は二番目の試みとして大いに注目されてゐる。講師は法文経の三科から八教授で一講座八時間乃至十時間、内容は他の多くの講習会と異なり、大学に於ける講義のそのまゝの開放であり、通俗民衆的講義ではないので、聴講者は中等学校以上の卒業者、主として中等教員等を目標としてゐる、この講習会の経費一切は大学が負担し聴講無料（但し教材印刷実費五十銭を要する）で出席率良好者には九大から終了証書を授与する事になつてゐるので、聴講者も殺到するであらうと予想される。西日本文化の中心をなす本学にかゝる講習会の催されるのは、西日本文化の躍進に更に貢献する所甚大であらう。聴講希望者は七月二

十五日迄に法文学部事務室宛申込みばよい。尚は講師及び聴講題目は左の通りであり其の中選択聴講は随意である。

- 建武中興の精神的意義（長沼教授）
- 現代英文学の講演（豊田教授）
- 日本精神の哲学的考察（鹿子木教授）
- 国語の音韻と語法（佐久間教授）
- 最近に於ける貨幣及び国際金融の動向（大森教授）
- 恐慌下に於ける地方財政の主要問題（三田村教授）
- 公法の基本問題（大澤教授）
- 民法の主要問題（舟橋教授）

—『九州大学新聞』第130号，1935年6月5日—

象牙の塔を開きて 本学最初の社会奉仕的事業 第一回夏季講習会

多大の好功績を収める …卒業生との親睦を兼ねて…

本紙既報の通り、本学法文学部第一回夏季講習会は八月一日（木曜）から同十四日（水曜）まで二週間挙行された。本学最初の試みであり、全く社会奉仕的の講習である為め、大いにその効績は期待されたが、受講者数は二百三十七名の多数に上りその中各科目毎に六時間以上の受講者には修了証書を授与したが、その数も二百十七名と云ふ好成績であつた。次に受講者の学歴について見れば、大学出身六十三名、専門学校出身百七名、中等学校卒業者六十三名、其の他四名であり、職業別の統計は専門学校教員二名、中等学校教員百三十四名、小学校教員三十五名、会社員五名、実業家四名、官公吏八名、学生三十五名、其他十四名であつた。

又科目別受講者数は次の通りである。

科目	受講者数	修了者数
公法（大澤）	六六	五四
民法（舟橋）	六八	六一
哲学（鹿子木）	七二	五七
歴史（長沼）	七四	六八
英文学（豊田）	一一七	九四
心理（佐久間）	一〇二	七五
経済（大森）	六二	四八
財政（三田村）	五六	四三

而して右受講者中本学出身者は申込者三十八名、受講者は三十四名で、在学生も十数名であつた。

尚、本学卒業生和田計蔵田中嘉久造両氏が発起人となつて八月七日工学部大講堂

地階食堂に於いて、本学卒業生懇談会を開催されたが、松浦総長を始め、三田村法文学部長、豊田、佐久間、大澤、舟橋諸教授も出席されて大いに盛会であつた。

因みに同会に出席した卒業生諸氏は次の通りである。

講習員

(氏名、省略)

法文学部勤務者

(氏名、省略)

而して夏、講習会と共に本学出身者の懇談会は充分の成績を収めたが、三田村法文学長は次の如く語られた。

従来、大学と云へば象牙の塔に立て籠つてゐたが之を公開して、社会的にも学問的のサービスをやり、又従来卒業生とも学問的連絡が不充分であつたので、この欠陥を補填する意味で夏期講習会を初め、大学でやる事になった。

幸ひ今回の企が時代の要求に適合してゐたと見え、予想以上に申込者多く、卒業生約三十名参加する事になったので、その機会を利用して卒業生と教官との親睦を計る会合をやつた訳である。そして緩ろいで談合の中に、現在学校に対してどんな希望があるかを知り得、学校の方としても将来卒業生との連絡はどうすればよいか、分つた。

卒業生の間に於ても講習会の間に於ても、夏期講習会は一時的のものとせず、毎年継続して貰ひたいとの希望が多かつた。

従来もこんな企てがあつたが予算の関係上出来なかつたのであるが、今年は総長の理解と後援の為に出来たのである。予算の都合さへつけば継続してやりたいと思つてゐる。

—『九州大学新聞』第135号、1935年9月20日—

記事の中に記されているように、第一回夏期講習会の受講者は237名、修了者217名である。受講者の学歴は大学出身63名、専門学校出身107名、中等学校卒業者63名、其の他4名である。職業別から見ると、専門学校教員2名、中等学校教員134名、小学校教員35名、会社員5名、実業家4名、官公吏8名、学生35名、其他14名で、学校教員は圧倒的に多かつた。また、聴講者の中に法文学部卒業生が30数名もいたということから、講習会も卒業生と母校との連絡の場となつた一面もあつた。

第二回夏期講習会は1936(昭和11)年8月1日～11日開催され、申込者284名、受講者240名、修了者220名で、その内訳は次の3表から一覧できる。⁴

1. 学科目別聴講申込者受講者及修了者数調

科 目	講 師	聴講申込者数	受講者数	修了者数
九州と上代文学	春 日	145	129	99
現在哲学の主潮	四 宮	148	122	104
保険法上諸問題	野 津	91	90	61
議会制度の諸問題	河 村	121	99	77
印度仏教美術史序説	干 潟	113	91	71
上代文化史	竹 岡	161	114	98
最近に於ける我国産業の動向	森	159	143	104
経済機構の解剖	波多野	170	143	118

2. 学歴

大 学		専門学校		中等学 校卒業	九大法文学部		其 他	合 計
卒 業	在 学	卒 業	在 学		卒 業	在 学		
24	2	53	68	72	25	9	12	265

3. 職業別

専門学校 教員	中等学 校教員	小学校 教 員	会社員	実業家	官公吏	学生及 生 徒	其 他	合 計
2 (2)	94 (19)	62 (2)	2	8	11 (2)	81 (9)	24 (4)	284 (38)

注：（ ）内は内数で九大法文学部卒業者及び在学者数を示す。

1941（昭和16）年までの講習会開催期間、科目、担当教員及び受講者数などは＜表一：九州帝国大学法文学部夏期講習会一覧（1927，1935－1941年）＞が示している通りである。

学内行政文書及び『九州帝国大学新聞』などの史料から、1941年以降の夏期講習会の開催した痕跡が確認できなかった。それは時勢により中止せざるを得なかったと思われる。一つの理由は大学予算の緊縮を挙げることができる。もう一つは大学学園の戦時色がますます濃くなっていったことである。

1937年日中戦争全面開戦以来、教職員学生の軍隊に招集される者が相次いだ。1941年10月16日勅令「大学学部等の在学年限又は修業年限の臨時短縮に関する件」の公布を受け、同年度の大学学部の在学年限が3ヶ月、さらに翌年度は6ヶ月間短縮された。1943年10月2日勅令「在学徴集延期臨時特例」（即日施行）の公布により、徴兵年齢に達した学生生徒は理工系を除き、陸軍では12月1日、海軍では12月10日に入営・入団するこ

とになった。九州帝国大学から徴兵検査を受け入営・入団した学生はほとんどが法文学部と農学部農学科の在 student であった。

このように教育体制が崩壊に近いこと、経費の不足、時局緊迫化などで、夏期演習会が再び行われることはなかった。

二、文部省などの社会教育事業への参与

(一) 文部省委嘱講座

文部省は1919（大正8）年より大学、高等専門学校等に委嘱していわゆる通俗教育あるいは成人（公民）教育のため、一般民衆を対象とする講演会、講習会を定期的に開催することになった。それは思想善導、公民教育、産業教育の徹底、科学知識衛生思想の普及、生活改善、趣味の向上に資するという目的であると言われている⁵。

1925年、東京で初めての「成人教育に関する講習会」が開かれて、その後、成人教育講習会は全国に広まっていく。1932（昭和7）年、「公民教育講座」、「労務者補導学級」「労務者講座」が設けられ、大学や専門学校などの文部省直轄学校の教員が講師に当たった。これらの講座は大学拡張の性格を持つと見なされる⁶。

従来、文部省主催で福岡市で開催する成人教育講座は工学部、医学部、農学部の教官により講義されたが、法文学部の設置に伴い、1929（昭和4）年以降は主に法文学部の教員を講師とした。1929年11月10日～12月10日、法文学部主催の成人教育講座が開催され、対象は21才以上の男女、聴講料は無料である。⁷

文部省は国民の政治生活、経済生活及社会生活の向上を企図し、頻繁に公民講座を開設したが、法文学部は1930～1932年の公民講座を担当していなかったようである。翌1933年、法文学部は再び文部省の委嘱を受け、講師を派遣し、福岡県公会堂に一般民衆を対象とする公民講座を開いた。⁸

成人教育、公民講座のほかに、1932年11月10日から六日間、文部省主催の労務担当者講習会が工学部講堂にて開催された。総長をはじめ法文学部教授を講師にあて、聴講したのは九州各県及び山口県からの労務担当者である。⁹

1933～1943年の成人教育、公民講座などの講義題目、担当講師などの詳細は<表二：九州帝国大学法文学部における文部省委嘱講座の一覧（1929－1948年）>が示している通りである。ここで集録した講義題目の変化は、世相の変遷を表す一つの指標にもなると考えられる。

1936（昭和11）年まではほとんど、一般教養、社会知識の向上を目指すものであったが、1937年以降は日中戦争の勃発、太平洋戦争への突入に伴い、講義題目は時勢にあわせて、時局の理解、国民教化の方向へ傾いた。例えば、1937年の「国難と国家総動員の歴史」（長沼賢海法文学部長）、1938年の「日支事変に対する歴史的認識」「歴史上より見たる日支事変の発展性と其の将来」（重松俊章教授）、1939年の「新体制と歴史的反省」

(長沼賢海教授)、1942年の「大東亜戦争と通貨工作」(岡橋保助教授)、1943年の「決戦下農業政策の動向」(田中定教授)など。

1944年、文部省は公民教育講座ではなく、一般市民を対象とする日本文化講座を法文学部に委託した。現存史料からは開催場所、期日、講師が分かったが、題目は不明のままであった。終戦後の1947年、民主文化を立て直すため、文部省は夏期大学を開催し、法文学部は委託を受け、哲学、教育学などのほかに「新憲法と民法」「アメリカの法律と日本の法律」「世界警戒」の時勢に合わせる講義も行った。

文部省委嘱の夏期大学は1948年も開催されたが、史料の制限で詳細不明である。

(二) 其他の社会的活動

前に述べた文部省委嘱講座のほかに、法文学部はまだ、在郷将校の社会教育、軍の思想研究に協力し、講習会を開いた。

退職将校講習会主催の社会教育講習会は陸軍在郷将校及び同相当官中の希望者を対象に、社会教育に必要な知識を与え、同時に地方自治に関する常識を習得させる目的とする。同講習会は九州帝国大学の総長及び第十二師団長は顧問とし、文部省陸軍省の後援下、1928(昭和3)年4月16日から約3ヶ月間、法文学部にて開催した。受講者は約65名おり、カリキュラムは次のように組まれていた。

*正 科

科 目	時間	担当講師
倫理学大意	30	大島直治 教授
社会学大意	25	高田保馬 教授
教育及社会教育	15	松濤泰巖 教授
哲学大意	30	四宮兼之 教授
民法大意	30	野津 務 教授
心理学大意	25	佐久間 鼎 教授
財政学大意	20	三田村一郎 教授
宗教学大意	20	佐野勝也 教授
経済学大意	20	竹内謙二 教授
憲法大意	25	宇賀田順三 助教授
地方自治	15	宇賀田順三 助教授
社会問題其の他	20	波多野 鼎 講師

*特別講義

鉱山業	4	永積順次郎 教授(工学部)
製鉄事業	4	井上正治 教授
金融一般	4	大森研造 教授

新聞事業	4	菊竹勇夫	教授
産業組合	4	木村亀二	教授
農村問題	4	澤村 康	教授（農学部） ¹⁰

退職将校の社会教育講習会のみならず、法文学部の教授陣営は軍の思想研究にも協力・参与した。第十二師団司令部原田貞吉少将と法文学部長大森研造教授との熱心な斡旋により、1929年9月、久留米第十二師団では金山師団長以下中将少将少佐の将軍、上長官などがメンバーとする第十二師団思想研究会が組織された。「危険思想排撃の本家本元の軍隊のこととて事件は一般の好奇心を惹いてゐるが果してその目的が奈辺にあるが従つて如何なる結果を齎すかは未だ予測し難い」¹¹ ためである。

第一回研究会を9月25日から31日まで師団司令部に開催することに決定し、法文学部教授連は総動員で出講することとなる。講師及演題は次の通りである。

- △大和民族の固有文化、長沼賢海教授
- △近代青年運動の伝統思想、長壽吉教授
- △マルキシズムの哲学的批判、藤澤親雄教授
- △民族精神就いて、前田稔靖学生主事
- △日本殖民地問題私見、長田三郎助教授
- △フランスの社会思想とシスモンデイ、諸□学士
- △演題未定、鹿子木貝信教授
- △三田村一郎教授
- △森耕二郎助教授
- △波田野鼎講師¹²

おわりに

法文学部の社会的活動を、開学した1927年から文学部・法学部・経済学部が独立する直前の1948年まで概観してきた。学部事業とする夏季講習会の開催、文部省の委嘱を受けた成人教育・公民教育などの講座及び其の他の講習会を企画・実施などの活動を通じて一般民衆の啓蒙・教育に積極的に従事してきたと言える。

また、本稿では言及できなかったが、法文学部教授陣は県内の私立専門学校、夜学校の創立・教育にも尽力した。例えば、九州法学校は九州帝国大学学生主事前田稔靖、法文学部教授大澤章、西山重和、野津務によって1930年設立され、講師は法文学部教授陣を主体とする学校である。そのため、1933年7月、小倉市役所、九州法学校主催がした小倉市第二回夏季大学は事実上、法文学部教員により行われた¹³。

そして、1929年4月開校した福岡法律専修学校（夜学校）は「社会生活の複雑化と共に益々法律経済の常識を必要とすること多きに鑑み、正規の学校に学び得ない人のため

習学研究の便を与へ、進んで高文、弁護士試験その他の各種の国家試験の準備機関たらしめんと」し、さらに社会的に目覚めつつある一般女性にも広く門戸を開放するという学校である¹⁴。同校は九州帝国大学兼京都帝国大学教授宮本英脩を校長とし、法文学部法科・経済科各教授を中心として創立されたものであり、その教育はむしろ法文学部教授陣が主体となっていた。

各種講習会の企画・開催は法文学部だけでなく、九州帝国大学としての地域社会に密着した啓蒙・教育活動でもあり、象牙の塔と言われる大学を一般市民に開放することにより、社会一般の学問的雰囲気醸成、促進させる一助にもなったと思われる。

〔注〕

1. 2009年全国地方教育史学会シンポジウム発表要旨：藤岡健太郎「九州帝国大学——九州大学と福岡」
2. 「人口問題の解決策を説く 佐々教授の大論陣」、『九州大学新聞』第1号、1927年6月18日
3. 「法文学部で夏期大学を開く」、『九州大学新聞』第2号、1927年7月10日
4. 法文学部「第二回夏季講習会状況調」、1936年。
5. 久保義三、米田俊彦他二名編著『現代教育史事典』、東京書籍、2001年、P319
6. 久保義三、米田俊彦他二名編著『現代教育史事典』、東京書籍、2001年、P319
7. 「成人教育講座を開く 来月十日から 法文教授が」、『九州大学新聞』第32号、1929年10月25日
8. 「文部省主催 公民講座開講」、『九州大学新聞』第82号、1933年1月1日
9. 「工学部にて労務担当者講習会」、『九州大学新聞』第79号、1932年11月5日
10. 「退職将校の講習会」、『九州大学新聞』第9号、1938年4月25日による。但し、講師の氏名及び特別講義の工学部、農学部教授については『九州大学七十五年史 別巻』の「VI 主要人事一覧」に基づき、確認しフルネームに補完した。
11. 「師団のお歴々に 思想問題を解説」、『九州大学新聞』第31号、1929年9月25日
12. 「師団のお歴々に 思想問題を解説」、『九州大学新聞』第31号、1929年9月25日
13. 「小倉市に於ける 第二回夏季大学」、『九州大学新聞』第92号、1933年7月5日。演題と講師は佐野勝也教授「宗教とはなにぞや」、三田村一郎教授「世界経済の動向と日本」、春日政治教授「仮名文字と日本文学」、河村又介教授「議会制度の話」、竹岡勝也教授「日本思想史」
14. 「新時代の要求に副ふて 法律夜学校創設さる 宮本英脩氏を校長に推し 講座は本学教授が分担」、『九州大学新聞』第23号、1929年4月24日。
「創成の苦難酬られ 茲に開校の歎び 入学者定員を倍する 福岡法律夜学校」、『九州大学新聞』第24号、1929年5月5日。

表一：九州帝国大学法文学部夏期講習会一覧（1927、1935－1941年）

年	期 間	講 義 題 目	担 当 講 師	時間数	備 考
1927 (昭和2)年	5月21日	奈良朝時代における労働法制	瀧川政次郎教授	2	第一回 土曜講座
	5月28日	日本語の発音	佐久間鼎教授	2	第二回 土曜講座
	6月4日	本邦人口問題について	佐々弘雄教授	2	第三回 土曜講座
	6月11日	プラトーン理想国家論	波多野鼎講師	2	第四回 土曜講座
	6月18日	プラトーン理想国家論	波多野鼎講師	2	第五回 土曜講座
	不明	不明	不明		第六回 土曜講座
	8月1日 ～10日	哲学となにぞや	四宮兼之教授	8	夏期公開講座
		モウバツサンの生涯及びその思想	須川弥作助教授	5	
		民族と歴史	長 壽吉教授	5	
		心理学の諸問題	佐久間鼎教授	5	
		犯罪と刑罰	風早八十二教授	5	
		私法に於ける所有権、契約、責任の基調	杉之原舜一助教授	5	
		日本に於ける無産政党運動	浅野正一助教授	7	
		我国の地方税制	三田村一郎教授	5	
		トーマス・モーア	波多野鼎講師	5	
		資本主義の成立	石濱知行教授	5	
		欧洲戦後の世界経済	向坂逸郎教授	5	
1935 (昭和10)年	8月1日 ～14日	建武中興の精神的意義	長沼賢海教授	8	申込者：306名 受講者：237名 修了証書授与者：217名 その中、法文学部出身者 申込者：38名 受講者：34名
		現代英文学講読	豊田 実教授	10	
		日本精神の哲学的考察	鹿子木員信教授	10	
		最近に於ける貨幣及国際金融の動向	大森研造教授	8	
		国語の音韻ト語法	佐久間鼎教授	10	
		恐慌下に於ける本邦地方財政の主要問題	三田村一郎教授	10	
		公法の基本問題	大澤 章教授	10	
1936 (昭和11)年	8月1日 ～11日	民法の主要問題	舟橋諄一教授	10	申込者：284名 受講者：240名 修了証書授与者：220名
		保険法上諸問題	野津 務教授	8	
		議院制度の諸問題	河村又介教授	8	
		九州と上代文学	春日政治教授	8	
		印度仏教美術史序説	干潟竜祥教授	8	
		国史（上代文化史）	竹岡勝也教授	8	
		最近に於ける我国産業の動向	森 耕二郎教授	8	
1937 (昭和12)年	8月1日 ～8日	経済機構の解剖	波多野鼎教授	8	申込者：116名 修了者：94名
		現代哲学の主潮	四宮兼之教授	8	
		教政上の諸問題	松壽泰藏教授	8	
		支那国民党の歴史	重松俊章教授	8	
		民事法の基礎理論	阿武京二郎教授	8	
		南洋経済論 特に日本との関連に付いて	三田村一郎教授	8	
		自治制度とその改革諸点	宇賀田順三教授	8	
1938 (昭和13)年	8月1日 ～8日	社会事業法制概説	菊池勇夫教授	8	申込者：159名 修了者：132名
		詩経に関する諸問題	目加田 誠助教授	8	
		倫理学と我が国民道徳の本質	大島直治教授	6	
		英国王室とその伝統	長 壽吉教授	6	
		国際情勢概観	西山重和教授	6	
		日本仏教美術	矢崎美盛教授	6	
		現代政治の主要問題	今中次磨教授	6	
1939 (昭和14)年	8月1日 ～8日	証券市場論	波多野鼎教授	6	申込者：85名 修了者：60名
		独逸民族国家思想の変遷とビスマルク	長 壽吉教授	8	
		ゲーテと独逸精神	小牧健夫教授	8	
		興亜経済の基礎問題	三田村一郎教授	8	
		現在独逸の公法思想	大澤 章教授	8	
		ナチス私法と日本民法	舟橋諄一教授	8	
		文化交流会	藏内数太教授	8	
1940 (昭和15)年	8月1日 ～8日	刑法改正草案に関する諸問題	不破武夫教授	8	申込者：85名 修了者：60名
		日支法交渉史論	金田平一郎教授	8	
		南豊の儒学と近代思想	長 壽吉教授	8	
		現代心理学の諸問題	佐久間鼎教授	8	
		物価論	栗村雄吉教授	8	
		戦時下の農業問題	田中定教授	8	
		政治組織の比較論	河村又介教授	8	
1941 (昭和16)年	8月1日 ～8日	支那経済の主要問題	三田村一郎教授	8	申込者：85名 修了者：60名
		現在の宗教思想	佐野勝也教授	8	
		時局と労働政策	森 耕二郎教授	8	
		世界観の変遷が法律條に民事訴訟法の理論に及ぼせる影響	田中和夫教授	8	
		モリエールと仏蘭西精神	進藤誠一助教授	8	

注1：本表は主に九州大学所蔵史料及び『九州大学新聞』の関連記事に基づき作成した。

注2：担当教員氏名については、『九州大学七十五年史 別巻』の「VI 主要人事一覧」に基づき、確認しフルネームに補完した。

注3：史料で確認出来なかった年度、項目は「不明」あるいは空欄で示している。確認後、関係事実がなかった場合は「－」で記した。

九州帝国大学の社会的活動について

表二：九州帝国大学法文学部における文部省委嘱講座の一覧（1929－1948年）

年	期 間	講 義 題 目	担 当 講 師	時間数	会 場	備 考
1929 (昭和4)年	11月10日～ 12月10日 午後7時 ～9時	歴史的生命の解説	長 壽吉教授		福岡市天神町	成人教育 講座
		日本文化の盛衰と国体観念	長沼賢海教授			
		商法講話	野津 務教授			
		思想問題と我が国体	藤澤親雄教授			
		経済の話	竹内謙二教授			
		財政の話	三田村一郎教授			
昭和5年		民法講話	田中和夫助教授			
昭和6年			不 明			
1932 (昭和7)年	11月10日 ～15日	労務担当者の任務	松浦鎮次郎総長		九州帝国大学 工学部講堂	文部省主 催労務担 当者講習 会
		日本国民精神	鹿子木員信法文学部長			
		政治問題	西山重和教授			
		経済問題	竹内謙二教授			
		労働法要論	菊池勇夫教授			
		労働運動の 其他	三田村一郎教授			
1933 (昭和8)年	2月1日 ～4日	倫理学	大島直治教授	2	福岡県公会堂	公民講座
		我政体変遷史と国体観念	長沼賢海教授	2		
		民法上の家族制度	舟橋諒一教授	2		
		為替の話	高橋正雄助教授	2		
		満洲植民論	長田三郎助教授	2		
		現行法上の調整制度と古代法	金田平一郎助教授	2		
	7月24日 ～31日	世界経済の動向と本邦の経済	三田村一郎教授		法文学部講堂	文部省主 催夏期公 民科講習 会
		選挙法改正の諸問題	宇賀田順三教授			
		公民科設置の趣旨と其取扱ひ方	広島高師 長倉矯介教授			
		国際関係の現状	東京女高師 内藤晋秀教授			
昭和9年		日本を中心とした欧米及支那 国民個有文化発達の由来	長沼賢海教授			
			不 明			
1935 (昭和10)年	11月4日 ～8日 午後6時半 ～9時半		大森研造教授		福岡市西中洲県公 会堂	公民教育 講座
			佐野勝也教授			
			菊池勇夫教授			
			田中和夫助教授			
			藏内数太助教授			
			田中定助教授			
1936 (昭和11)年	8月1日 ～11日	九州と上代文学	春日政治教授		九州帝国大学	文部省主 催夏季講 習会
		現代哲学の主潮	四宮薫之教授			
		保険法上の諸問題	野津 務教授			
		講和制度の諸問題	河村又介教授			
		印度仏教美術史序説	干潟竜祥教授			
		国史（上代文化史）	竹岡勝也教授			
		最近に於ける我国産業の動向	森耕二郎教授			
		経済機構の解剖	波田野鼎教授			
		西力の東漸と支那	長 壽吉教授	6		
		大戦後の国際情勢	西山重和教授	6		
1937 (昭和12)年	11月4日～7日 午後6時 ～9時	戦時体制下の本邦財政経済の主要問題	三田村一郎教授	6	福岡市西中洲県公 会堂	公民教育 講座
	11月1日	国難と国家総動員の歴史	長沼賢海学部長	2		
1938 (昭和13)年	10月22日 ～26日	日支事変に対する歴史的認識	重松俊章教授	3	小倉市堺町小学校 講堂	公民教育 講座
		欧州に於ける民族問題	西山重和教授	3		
		最近の国際関係と米国の中立政策	大澤 章教授	3		
		日本思想の発達と神道	竹岡勝也教授	3		
		戦時経済の建前	田中定助教授	2		
	11月22日 ～12月1日	我が国体と国民道徳	大島直治教授	講義6 質疑2	福岡市西中洲県公 会堂	成人教育 講座
		歴史上より見たる日支事変の発展性と其の将来	重松俊章教授	講義6 質疑2		
		時局と社会法制	菊池勇夫教授	講義6 質疑2		
		戦時経済政策	森 耕二郎教授	講義6 質疑2		
		最近の伊太利事情	武藤智雄助教授	講義6 質疑2		
1939 (昭和14)年	11月7日 ～10日	世界大戦の経験から見た今の欧洲戦争	長 壽吉教授		福岡市西中洲県公 会堂	成人教育 講座
		我が古代文芸と臣道	高木市之助教授			
		交戦諸国の政治体制	河村又介教授			
		日支法交渉史話	金田平一郎助教授			
		理論経済学における二三の問題	栗原雄吉助教授			

年	期 間	講 義 題 目	担 当 講 師	時間数	会 場	備 考
1940 (昭和15)年	10月22日 ～31日 午後6時半 ～9時半	新体制と歴史的反省	長沼賢海教授	6	大牟田市第一公会堂 出席者：269名 全期間出席者：77名	成人教育講座
		日本上代美術（幻灯使用）	矢崎美盛教授	6		
		日本経済の動向	波多野鼎教授	6		
		独逸事情	田中和夫教授	6		
		新体制と行政機構改革の諸問題	林田和博助教授	6		
1941 (昭和16)年	11月5日 ～11日	日本国民生成史	今中次磨教授	6	八幡市商工会議所講堂 申込者：289名 聴講者：204名	成人教育講座
		日本の世界観	田中和夫助教授	5		
		戦時財政問題	米原七之助助教授	6		
		日鮮滿支交通親善史話	日野開三郎助教授	3		
1942 (昭和17)年	11月1日 ～7日 午後6時半 ～9時半	印度の宗教及社会事情	干潟竜祥教授	5	久留米市公会堂 申込者：282名 聴講者：234名	公民教育講座
		南京に於ける刑法理論上の二、三の問題	不破武夫教授	6		
		大東亜戦争と通貨工作	岡橋 保助教授	6		
		歴史上より見たる支那の統一と分裂	日野開三郎助教授	3		
1943 (昭和18)年	10月下旬から11月上旬の予定	法律と時代精神	阿武京二郎教授	6	直方市商工会議所または市公会堂	成人教育講座
		決戦下農業政策の動向	田中定教授	3		
		精神の発達について	矢田部達郎助教授	6		
		日本経済の発達と九州	宮本又次助教授	5		
1944 (昭和19)年	10月21、22、28、29日、11月18、19日		青山道夫教授		久留米市公会堂 聴講申込者 188名	日本文化講座
			高本市之助教授			
			高木暢哉助教授			
昭和20年						
昭和21年		文部省委嘱文化講座の開催計画があり、詳細不明。				
1947 (昭和22)年	8月	近世外交史	西山重和教授			文部省委嘱託夏期講座（夏期大学）
		新憲法と民法	青山道夫教授			
		アメリカの法律と日本の法律	田中和夫教授			
		哲学概説	瀧澤克己講師			
		英文学	中山竹二郎教授			
		教育学	平塚益徳教授			
		西洋近世史	小林栄三郎教授			
		貨幣金融問題	岡橋 保教授			
		世界警戒	吉村正晴助教授			
		労働問題	森 耕二郎教授			
昭和23年		文部省委嘱夏期講座（夏期大学）の開催計画、講師一覧があり、科目名などが詳細不明。				

注1：本表は主に九州大学所蔵史料及び『九州大学新聞』、『福岡日日新聞』の関連記事に基づき作成した。

注2：担当教員氏名については、『九州大学七十五年史 別巻』の「VI 主要人事一覧」に基づき、確認しフルネームに補完した。

注3：史料で確認出来なかった年度、項目は「不明」あるいは空欄で示している。確認後、関係事実がなかった場合は「－」で記した。